



平成18年5月26日

各位

会社名 株式会社ナカノフドー建設
代表者名 取締役社長 橋本 武典
(コード番号 1827 東証・大証各一部)
問合せ先 総務部長 平井 秀夫
TEL 03-3265-4661 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第64回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、定款第4条に機関の規定を新設するとともに、会計監査人が会社の機関となったことに伴い、現行定款第5章の次に第6章(会計監査人)を新設し、会計監査人に関する規定を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、定款第8条に株券の発行の規定を新設するものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、定款第9条に単元未満株式についての権利の規定を新設するものであります。
- (4) 優先株式に関する規定について、定款第12条の2から第12条の10のとおり所要の変更を行うものであります。
- (5) 会社法施行規則第94条第1項等の規定に従い、株主総会参考書類等を当会社のホームページへ開示した場合には、一定事項を除き、書面での提供を省略することができるよう、定款第15条に株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設するものであります。
- (6) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行うことができる代理人の員数を明確にするため、定款第17条の議決権の代理行使の規定を変更するものであります。
- (7) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、定款第23条に取締役会の決議の省略の規定を新設するものであります。
- (8) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役および社外監査役として広く人材の登用を可能にし、期待される役割を充分発揮できるよう、社外取締役および社外監査役との間にあらかじめ責任を法令に定める限度額内とする契約を締結できる旨を定めるため、定款第25条および第31条に社外取締役および社外監査役の責任免除の規定を新設するものであります。なお、第25条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (9) その他関連する規定について、条文の新設または削除、用語および引用条文の変更を行うとともに、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (10) 上記の変更、新設に伴い、一部条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は株式会社ナカノ フドー建設と称する。</p> <p>2. 英文では NAKANO CORPORATION と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営む ことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築の請負 2. 土木建築の設計、監理なら びにコンサルタント業務 3. 地域開発、都市開発、資源 開発および環境整備に関する 調査、企画、設計、監理およ びコンサルタント業務の請負 4. 不動産の取得、管理、処 分、賃貸借およびその代理業 務ならびに売買の仲介および 鑑定 5. 不動産に関するコンサルタ ント業務 6. 土木建築用資材の加工なら びに売買 7. 土木建築用機械、車両その 他製品の売買、賃貸ならびに 整備 8. 工業所有権、ノウハウおよ びコンピュータを利用した各 種ソフトウェア、情報処理技 術の取得、開発、実施許諾お よび販売 9. 損害保険代理業、自動車損 害賠償保障法に基づく保険代 理業および生命保険の募集に 関する業務 10. スポーツ施設、ホテルおよ び飲食店の経営 11. 遊戯場の経営 12. 食料品、日用雑貨品、衣料 品、スポーツ用品の販売 13. 証券の投資および運用 14. 前各号に附帯関連する一切 の事業 	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。 (新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は160,392,300株とし、このうち154,792,300株は普通株式、5,600,000株は第I種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却が行われた場合または第I種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 (1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当社の普通株式および第I種優先株式の1単元の株式の数は500株とする。 2. 当社は1単元未満の株式について株券を発行しない。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う</u>。</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は160,392,300株とし、このうち154,792,300株は普通株式、5,600,000株は第I種優先株式とする。 (単元株式数) 第7条 当社の普通株式および第I種優先株式の<u>単元株式数</u>は500株とする。 (第8条2項に移行)</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第7条 当社は株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および<u>株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取り扱いおよびその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 <u>毎決算日における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. 前項のほか必要がある場合には、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者</u>とすることができる。</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第10条 当社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は毎年3月31日の<u>最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. 前項にかかわらず必要がある場合には、<u>取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者</u>とすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="343 248 778 315">第2章の2 優先株式 (第I種優先配当金)</p> <p data-bbox="343 322 778 1133">第9条の2 当社は、第25条に定める<u>利益配当を行う</u>ときは、毎<u>決算期</u>の最終の株主名簿に記載または記録された第I種優先株式を有する株主(以下「第I種優先株主」という。)または第I種優先株式の<u>登録質権者</u>(以下「第I種優先登録質権者」という。)に対し、毎<u>決算期</u>の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の<u>登録質権者</u>(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第I種優先株式1株につき年50円を上限として、第I種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>利益配当金</u>(以下「第I種優先配当金」という。)を支払う。</p> <p data-bbox="368 1178 778 1581">2. ある<u>営業年度</u>において第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対して支払う<u>利益配当金の額</u>が第I種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌<u>営業年度</u>以降に累積しない。</p> <p data-bbox="368 1440 778 1581">3. 第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対しては、第I種優先配当金を超えて配当を行わない。</p> <p data-bbox="343 1626 778 1693">(第I種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p data-bbox="343 1700 778 1951">第9条の3 当社の残余財産を分配するときは、第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第I種優先株式1株につき500円を支払う。</p> <p data-bbox="368 1957 778 2098">2. 第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p>	<p data-bbox="817 248 1252 315">第2章の2 優先株式 (第I種優先配当金)</p> <p data-bbox="817 322 1252 1171">第12条の2 当社は、第36条に定める<u>期末配当金を支払う</u>ときは、毎<u>事業年度</u>の最終の株主名簿に記載または記録された第I種優先株式を有する株主(以下「第I種優先株主」という。)または第I種優先株式の<u>登録株式質権者</u>(以下「第I種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎<u>事業年度</u>の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の<u>登録株式質権者</u>(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第I種優先株式1株につき年50円を上限として、第I種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>期末配当金</u>(以下「第I種優先配当金」という。)を支払う。</p> <p data-bbox="842 1178 1252 1435">2. ある<u>事業年度</u>において第I種優先株主または第I種優先登録株式質権者に対して支払う<u>期末配当金の額</u>が第I種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌<u>事業年度</u>以降に累積しない。</p> <p data-bbox="842 1440 1252 1581">3. 第I種優先株主または第I種優先登録株式質権者に対しては、第I種優先配当金を超えて配当を行わない。</p> <p data-bbox="817 1626 1252 1693">(第I種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p data-bbox="817 1700 1252 1951">第12条の3 当社の残余財産を分配するときは、第I種優先株主または第I種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第I種優先株式1株につき500円を支払う。</p> <p data-bbox="842 1957 1252 2098">2. 第I種優先株主または第I種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第 I 種優先株式の買受けまたは消却)</p> <p>第 9 条の 4 当社は、法令の定めにしたがって、株主へ配当すべき利益をもって第 I 種優先株式の全部または一部を買い受け、これを消却することができる。</p> <p>(第 I 種優先株主の償還請求権)</p> <p>第 9 条の 5 第 I 種優先株主は、平成 23 年 4 月 1 日以降、毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、毎営業年度に、前営業年度における配当可能利益の 2 分の 1 に相当する金額を上限として、第 I 種優先株式の全部または一部を 1 株につき 500 円にて償還するように請求することができ、当社は、法令の定めにしたがって、配当可能利益の範囲内において、償還手続を行うものとする。</p> <p>(第 I 種優先株式の強制償還)</p> <p>第 9 条の 6 当社は、平成 23 年 4 月 1 日以降いつでも第 I 種優先株主または第 I 種優先登録質権者の意思にかかわらず、第 I 種優先株式の全部または一部を償還することができる。償還価額は、1 株につき 500 円に第 I 種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還の日までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(第 I 種優先株式の議決権)</p> <p>第 9 条の 7 第 I 種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(第 I 種優先株主の取得請求権)</p> <p>第 12 条の 4 第 I 種優先株主は、平成 23 年 4 月 1 日以降、毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の 2 分の 1 に相当する金額を上限として、第 I 種優先株式の全部または一部を 1 株につき 500 円にて取得するように請求することができ、当社は、法令の定めにしたがって、分配可能額の範囲内において、取得手続を行うものとする。</p> <p>(第 I 種優先株式の取得条項)</p> <p>第 12 条の 5 当社は、平成 23 年 4 月 1 日以降いつでも第 I 種優先株主または第 I 種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、第 I 種優先株式の全部または一部を取得することができる。取得価額は、1 株につき 500 円に第 I 種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得の日までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(第 I 種優先株式の議決権)</p> <p>第 12 条の 6 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第 I 種優先株式の株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>第9条の8 当社は、法令に定める場合を除き、第 I 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、当社は、第 I 種優先株主または第 I 種優先登録質権者に対し、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(第 I 種優先株式の<u>転換予約権</u>)</p> <p>第9条の9 第 I 種優先株主は、第 I 種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件にて、第 I 種優先株式の普通株式への<u>転換を請求することができる</u>。</p> <p>(第 I 種優先株式の一斉転換)</p> <p>第9条の10 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第 I 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって、第 I 種優先株式 1 株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下「一斉転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、一斉転換価額の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。この場合、一斉転換価額が、第 I 種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額を下回る場合には当該下限転換価額をもって、また、当該取締役会の決議で定める上限転換価額を上回る場合には当該上限転換価額をもって、一斉転換価額とする。</p> <p>上記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、<u>商法</u>に定める株式併合の場合に準じてこれを扱う。</p>	<p>(第 I 種優先株式の株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>第12条の7 当社は、法令に定める場合を除き、第 I 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、当社は、第 I 種優先株主または第 I 種優先登録株式質権者に対し、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(第 I 種優先株式の普通株式の交付と引換えにする取得請求権)</p> <p>第12条の8 第 I 種優先株主は、第 I 種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件にて、第 I 種優先株式を普通株式の交付と引換えに<u>当会社に取得させることができる</u>。</p> <p>(第 I 種優先株式の一斉取得条項)</p> <p>第12条の9 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第 I 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、第 I 種優先株式 1 株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、一斉取得価額の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。この場合、一斉取得価額が、第 I 種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回る場合には当該下限取得価額をもって、また、当該取締役会の決議で定める上限取得価額を上回る場合には当該上限取得価額をもって、一斉取得価額とする。</p> <p>上記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法</u>に定める株式併合の場合に準じてこれを扱う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先順位) 第9条の11 当社の発行する各種の種類株式の優先配当金および残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期) 第10条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。</p> <p>(総会の招集者および議長) 第11条 株主総会は取締役社長が招集し、取締役社長その議長となる。取締役社長が事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(優先順位) 第12条の10 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(総会の招集者および議長) 第14条 株主総会は取締役社長が招集し、取締役社長がその議長となる。取締役社長が事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって</u>行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって</u>行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第13条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。</p> <p>(新 設)</p> <p>(種類株主総会) 第13条の2 第11条、第12条および第13条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (定員および選任) 第14条 当会社の取締役は30名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第15条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 取締役に欠員が生じた場合でも、法定の員数を欠かず、かつ、業務に支障がないときは補欠選挙を行わないことができる。</p> <p>(取締役会) 第16条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の運営については取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は当会社の議決権を有する株主1名に限る。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(種類株主総会) 第18条 第14条、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (定員および選任) 第19条 当会社の取締役は30名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会) 第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>役付取締役および代表取締役</u>) 第17条 <u>取締役会の決議により、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>2. <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき業務を執行する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>代表取締役および役付取締役</u>) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(<u>取締役会の決議の省略</u>) 第23条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>(<u>取締役の報酬および退職慰労金</u>) 第18条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>取締役の報酬等</u>) 第24条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外取締役の責任免除</u>) 第25条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (定員および選任)</p> <p>第19条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査役に欠員が生じた場合でも、法定の員数を欠かず、かつ、業務に支障がないときは補欠選挙を行わないことができる。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第21条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>2. 前項のほか、監査役会の運営については監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第22条 <u>監査役は互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第23条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (定員および選任)</p> <p>第26条 当社の監査役は4名以内とし、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 前項の選任決議は<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(監査役会)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第30条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度および決算日)</p> <p>第24条 当社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算日とする。</u></p> <p>(利益配当金および配当金の除斥期間)</p> <p>第25条 当社の利益配当金は、<u>毎決算日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払うものとする。</u></p> <p>2. 利益配当金は、支払開始の日から3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(<u>社外監査役</u>の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 <u>会計監査人</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第32条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第33条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第34条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(<u>期末配当金</u>および<u>期末配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第36条 当社は株主総会の決議によって、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)</u>を支払うものとする。</p> <p>2. <u>期末配当金が、支払開始の日から3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木曜日）

以 上